ぶんきょうくしゅわげんごじょうれい 文京区手話言語条例

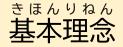
れいわ ねん がつついたちせこう

(令和6年4月1日施行)

もく てき **目 的**

しゅわ げんご にんしき もと しゅわげんご かんこの 条 例 は、<u>手話は言語である</u>(※)という 認 識 の下、手話言語に関する きほんてき かんが かた さだ ぶんきょうく くみん じぎょうしゃ せきむ ぶんきょうく とりく 基本的な 考 え方を定め、文 京 区、区民、事 業 者 の責務や文 京 区の取組 きほんてき じこう あき ひゅわげんご ひつよう もの みの基本的な事項を明らかにすることにより、手話言語を必 要とする者が あんしん せいかつ ちいきしゃかい じつげん もくてき つく 安 心 して生 活できる地域 社 会を実 現することを目 的に作りました。

しょうがいしゃ けんり かん じょうやく しょうがいしゃきほんほう げんご ※「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において言語として位置付けられています。



しゅわげんご かん きほんてき かんが かた いか 手話言語に関する基本的な 考 え方は以下の3つです。

- しゅわげんご ひつよう もの しゅわげんご かくとく けんり しゅわげんご まな 手話言語を必要とする者は、手話言語を獲得する権利、手話言語で学ぶけんり しゅわげんご っか けんりおよびしゅわげんご まも けんり 権利、手話言語を学ぶ権利、手話言語を使う権利及び手話言語を守る権利 ゆう けんり そんちょうを有し、これらの権利は、尊重されなければならないこと。
- しゅわげんご い し そつう しゅわげんご ひつよう もの えんかつ 2 手話言語による意思疎通は、手話言語を 必 要 とする 者 にとって 円 滑 に おこな 行 われなければならないこと。
- すべ ひと しょうがい う む そうご そんちょう 3 全ての人は、障 害の有無にかかわらず、相互に 尊 重 されなければならないこと。

せきむ **責務**

ぶんきょうく くみん じぎょうしゃ せきむ いか 文 京 区、区民、事業 者 の責務はそれぞれ以下のとおりです。

- ぶんきょうく くみん じぎょうしゃ くにおよ た ちほうこうきょうだんたい たかんけいきかん 〇文京区 区民、事業 者、国及び他の地方公共団体その他関係機関 とう きょうりょく きほんりねん もと しさく すいしん 等と協力し、基本理念に基づき、施策を推進する。
- く みん きほんりねん たい りかい ふか く すいしん しさく きょうりょく 〇区 民 基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力す っと るよう努める。
- じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか く すいしん しさく きょうりょく 〇事業者 基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力する っと よう努める。

じぎょうかつどう きほんりねん もと しゅわげんご ひつよう 事業活動において、基本理念に基づき、手話言語を必要とするもの しゅわげんご いしそつう えんかつ おこな者が手話言語による意思疎通を円滑に行うことができるようつと 努める。

く
区の施策

ぶんきょうく すいしん おも しさく いか 文 京 区が推進する主な施策は以下のとおりです。

- しゅわげんご たい りかい そくしんおよ しゅわげんご ふきゅう かん しさく 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する施策
- しゅわげんご ひつよう もの ひつよう ばめん しゅわげんご 〇 手話言語を必要とする者が、必要な場面において、手話言語による じょうほう しゅとくおよ りようなら いしそつう おこな しさく 情報の取得及び利用並びに意思疎通を行うための施策
- しゅわつうやくしゃ かくほ ようせいおよ ししつこうじょう しさく 手話通訳者の確保、養成及び資質向 上のための施策
- き め しぇん 〇 切れ目のない支援
- ふくしおよ ほけん かんきょうせいび 〇 福祉及び保健サービスにおける 環 境 整備
- さいがい じとう そち 〇 災害時等における措置